

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html">http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html</a>

執行機関名 墨田区長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱(平成17年4月1日17墨総総第5号)による補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第一 第24の項 墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱(平成17年4月1日17墨総総第5号)による補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱(平成17年4月1日17墨総総第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、家庭の所得状況に応じて、私立幼稚園及び幼児施設に在籍する幼児の保護者又は私立の保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園に在籍する短時間利用児の保護者が負担する入園料及び保育料について補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園との保護者負担の格差の是正を図り、もつて幼稚園教育及び幼児教育の振興と充実に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱(平成17年4月1日17墨総総第5号)